会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１６５５号
令和４年１１月２４日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

標記の件については、１１月１５日付埼医業Ⅰ第１５９１号にて通知しておりますが、今般、日医常任理事から別添（１１月１６日付日医発第1613号）のとおり、通知がありました。

つきましては、貴会管下会員への周知方についてご高配の程よろしくお願い申し上げます。

担　当：業務Ⅰ課　安井
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼加八潮医師会
収受
4.11.24
第895号

日医発第1613号（技術）

令和４年１１月１６日

都道府県医師会担当理事　殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川　政昭

（公印省略）

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

医療用解熱鎮痛薬については、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時期流行に備えた医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（周知依頼）」（令和４年１１月４日付け日医発第1553号（技術））を以て貴会宛てへご送付の通り、今冬に想定される新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時期流行において、解熱鎮痛薬の逼迫が予想されることを受け、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、これまでに医療機関等に対して依頼している対応について、再度ご留意いただきたい旨をお願い申し上げているところです。

本事務連絡は、これまでに依頼している対応とあわせて、小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合の対応を追加し、改めて、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給されるために対応をいただきたいことについて周知を依頼するものです。

具体的に考慮いただきたい対応例としては、５歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用を行うことや、必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組みを行うことが示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

追って、本事務連絡の本文内に引用されている事務連絡３件につきましては、本会より下記の文書を以て貴会宛てにお送りしていることを申し添えます。

・　「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対する外来医療体制等の整備について」
（令和４年１０月１９日付け日医発第1432号（地域）（健Ⅱ））

・　「アセトアミノフェン製剤の安定供給について（周知依頼）」
（令和４年８月１日付け日医発第828号(技術)）

・　「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について」
（令和４年８月２４日付け日医発第981号(技術)）

以上

事　務　連　絡
令和４年11月11日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）宛別紙写しのとおり連絡いたしましたので、貴会会員への周知につき御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

事　務　連　絡
令和４年 11 月 11 日

各 (都道府県 / 保健所設置市 / 特別区) 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和４年 10 月 17 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）において、都道府県等に対して、今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があり、加えて、季節性インフルエンザも流行し、同時により多数の発熱患者が生じる可能性があることを踏まえた外来体制の強化等が依頼されています。

解熱鎮痛薬の供給に関しては、製造販売業者に対して増産体制の確保等について依頼するとともに、「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和４年７月 29 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について」（令和４年８月 19 日付け同課事務連絡）において連絡したところですが、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による感染患者の拡大に伴い、解熱鎮痛薬の需要が高まることが想定されることから、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、下記のとおりの対応について、改めて貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

１．解熱鎮痛薬については、返品が生じないよう、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。

2．解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。

3．小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。

① ５歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用

② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み

以上